

5 福薬業発第 2 2 3 号
令和 5 年 8 月 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認の導入の原則義務付けに関するご連絡等につきましては、令和 5 年 3 月 2 0 日付け 4 福薬業発第 6 0 8 号ほかにてお知らせしているところです。

今般、オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係・医療機関等向けポータルサイトに、「経過措置の対象となっている医療機関・薬局のカードリーダーの申込期限」に関する Q & A が追加された旨、日本薬剤師会より連絡がございました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

○オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」トップページ > お知らせ > 【お知らせ】顔認証付きカードリーダーの申込期限についての Q & A の変更について

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/qa-11.html>

日 薬 業 発 第 158 号
令 和 5 年 8 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに関するご連絡等につきましては、令和5年3月17日付け日薬業発第484号ほかにてお知らせしているところです。

今般、オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係・医療機関等向けポータルサイトに、「経過措置の対象となっている医療機関・薬局のカードリーダーの申込期限」に関するQ&Aが追加されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(追加内容)

Q：経過措置（2）～（6）について、カードリーダーの申込期限はいつでしょうか。

A：経過措置（2）及び（3）については、令和5年12月31日となります。

経過措置（4）～（6）については、令和5年6月30日までが顔認証付きカードリーダーの申込の目安となっておりますが、これからカードリーダーの申込を行う予定の医療機関・薬局におかれましては、令和5年9月末までの事業完了期限までに導入が間に合うよう、できるだけ早期の申込をお願いします。

実際に、いつまでにカードリーダーを申し込めば補助金を受けるための事業完了期限に間に合うのかは、配送に係る期間に加え、カードリーダーを受け取った後のシステム事業者の作業期間を考慮いただく必要がありますので、システム事業者と十分にご相談ください。

※8月申込となる場合、翌月9月配送となりますのでご注意ください。

(掲載先)

○オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」
トップページ > お知らせ > 【お知らせ】顔認証付きカードリーダーの申込期限についてのQ&Aの変更について

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/qa-11.html>